

第2次
大崎町教育振興基本計画

平成27年4月

大崎町教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本的な考え方	1
第2章	本町教育を取り巻く環境	2～10
1	社会状況	2～4
(1)	人口減少や少子高齢化の進行	2
(2)	経済情勢と産業構造の変化	3
(3)	地球規模での環境問題	3
(4)	高度情報化の進展	4
(5)	価値観やライフスタイルの多様化	4
(6)	地方分権の進展	4
2	本町の子どもたちを取り巻く現状と課題	5～10
(1)	児童生徒数の減少・学級規模	5
(2)	学力	6
(3)	いじめ、不登校等の状況	7
(4)	規範意識	7
(5)	基本的生活習慣	8
(6)	特別支援教育	9
(7)	キャリア教育	9
(8)	体力や運動能力	9
(9)	安全・安心な教育環境の整備	10
(10)	家庭・地域の教育力	10
(11)	子どもたちの文化活動	11
第3章	基本目標	12
第4章	今後5年間に取り組む施策	13～48
1	本町教育の取組における視点	13
2	本町教育施策の方向性	14
3	具体的施策の展開	16～48
I	規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	16～25
①	豊かな心の育成	16～20
(ア)	道徳教育の充実	16
(イ)	生徒指導の充実	17
(ウ)	人権教育の充実	18
(エ)	体験活動の充実	19
(オ)	子ども読書活動の推進	19
(カ)	文化活動の推進	20
②	健やかな体の育成	21～25
(ア)	体力・運動能力の向上	21
(イ)	健康教育の充実	22
(ウ)	食育の推進	23
II	能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	25～30
①	「確かな学力」の定着	25
②	特別支援教育の推進	26

③	キャリア教育の推進	27
④	郷土教育の推進	27
⑤	教育の情報化の推進	28
⑥	社会の変化に対応した教育の推進	29～30
(7)	環境教育	29
(イ)	福祉教育・ボランティア活動	29
(ウ)	国際理解教育	30
Ⅲ	信頼される学校づくりの推進	31～34
①	開かれた学校づくり	31
②	学校運営の充実	31
③	へき地・小規模校教育の振興	32
④	教職員の資質向上	33
⑤	安全・安心な学校づくり	33
⑥	安全な学校給食の推進	34
Ⅳ	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	36～38
①	地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進	36
②	地域ぐるみでの子どもの育成	36
③	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	37
④	家庭の教育力の向上	38
Ⅴ	生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興	39～42
①	生涯学習環境の充実	39
②	生涯スポーツの推進	39
③	競技スポーツの推進	40
④	文化芸術活動の促進	41
⑤	地域文化の継承・発展	42
⑥	文化財の保存・活用	42
第5章	計画の実現に向けて	44～45
1	教育行政の着実な推進	44
2	学校・家庭・地域・企業・鹿児島大学等との連携・協働	44
3	関係機関との連携・協力	45
4	県との連携・協力	45
5	計画の進捗状況の確認	45

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢社会の到来、厳しい財政環境など大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなってきており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本町においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実、教職員の資質向上など取り組むべき課題があります。

このような状況を踏まえ、大崎町教育委員会では、本町の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成 22 年 11 月に「大崎町教育振興基本計画」を策定し、平成 22 年度から今日まで計画を推進してきたところです。

この間、国は第 2 期の「教育振興基本計画」を平成 25 年 6 月に策定し、また、県においても次期「鹿児島県教育振興基本計画」を平成 26 年 2 月に策定しています。

本町においても、計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国や県の次期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況を踏まえながら、ここに平成 27 年度からの次期「大崎町教育振興基本計画」を策定いたしました。

この計画では、引き続き本町のめざす将来像を「豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまちーみんなが主役新たな時代を開く夢づくりー」と掲げ、「誰もがいきいきと働く、活力ある産業づくり」「健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり」「自然や景観と調和した環境のまちづくり」「すべての人が快適に暮らせる優しいまちづくり」「人間性豊かでたくましく生きる、輝くひとづくり」「町民が主役、みんなで進める結いのまちづくり」を基本目標に総合的・計画的なまちづくりを展開するとともに、その実現に向け今後 5 年間に取り組む施策を体系化いたしました。

今後、町教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域、企業、NPO 法人、鹿児島大学等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

平成 27 年 4 月

大崎町教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

大崎町教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町の実情に応じた教育振興のための、施策に関する基本的な計画として平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画や平成21年2月に策定された「鹿児島県教育振興基本計画」を参酌し、第2次大崎町総合計画を踏まえた上で、平成22年11月に「大崎町教育振興基本計画」を策定し、これまで総合的かつ計画的に施策に取り組んできました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国においては、平成20年7月の教育振興基本計画策定後の平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、被災地の復興とともに我が国全体が希望をもって未来に前進していけるような教育を検討してきました。さらに、社会をめぐる諸情勢の変化を踏まえた、今後の教育の基本的方向性について検討を進め、平成25年4月に、平成25年度から29年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策や、具体的な成果目標などを示した「第2期教育振興基本計画」について同年6月に閣議決定しました。

また、県においても、このような国の動向や現在の諸情勢、県の「第1期教育振興基本計画」の成果と課題を踏まえ、平成26年度から30年度までの施策などを示した「鹿児島県教育振興基本計画」を平成26年2月に策定しました。

大崎町教育委員会においては、国や県の動向、現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、町の前期計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立って引き続き本町の実情に応じた教育行政を推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「大崎町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

国や県の第2期計画が、10年間の後半5年間の計画として位置付けられたことを踏まえ、本計画については、平成22年度からの5年間に示された町の10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術などの教育委員会所管事項に関することなどです。

第2章 本町教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

全国的に、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行し、労働力人口の減少に伴う経済活力や地域活力の減退が懸念されています。

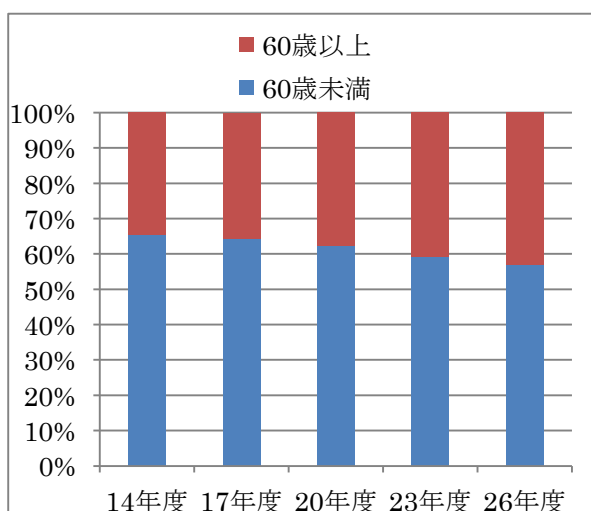
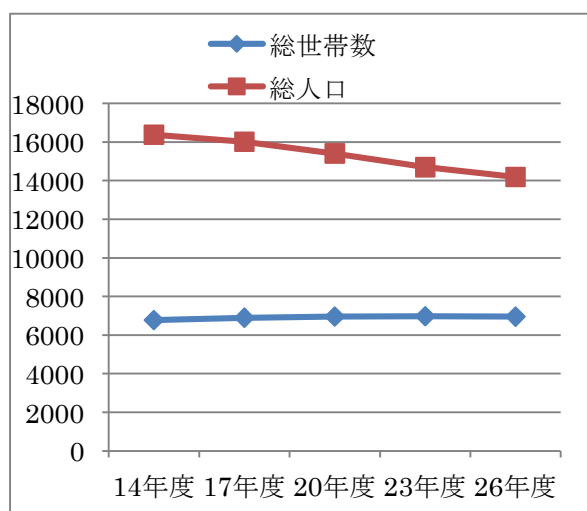
本町においても、近年の社会経済状況の変化による人口の流出や過疎化、少子化などにより、児童生徒数の減少は著しく、10人に満たない小規模学級や、小学校6校中2校で複式学級が生じるなど、学校の小規模化が急激に進行しており、今後ますますこのような傾向は強まることが予想されます。急激な少子化は、子ども同士の交流不足など、社会性を培う場、機会を少なくしているため、交流や体験の機会などをより一層増やしていくことが重要となっています。

このようなことから、中学校においては、平成26年4月1日に町内3中学校を大崎中学校1校に統合し、学校の規模適正化を図りました。また、小学校においても今後児童数減少への対策を講じることが必要となってきます。

また、超高齢化社会の到来に備え、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実するとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められています。

【人口の推移】

	総世帯数	総人口	60歳未満	60歳以上
平成14年度	6,781	16,377	10,712	5,665
平成17年度	6,899	16,019	10,308	5,711
平成20年度	6,957	15,406	9,601	5,805
平成23年度	6,974	14,696	8,691	6,005
平成26年度	6,952	14,190	8,078	6,112



(2) 経済情勢と産業構造の変化

情報通信技術や科学技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送、交通手段の高速化・広域化により国際化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

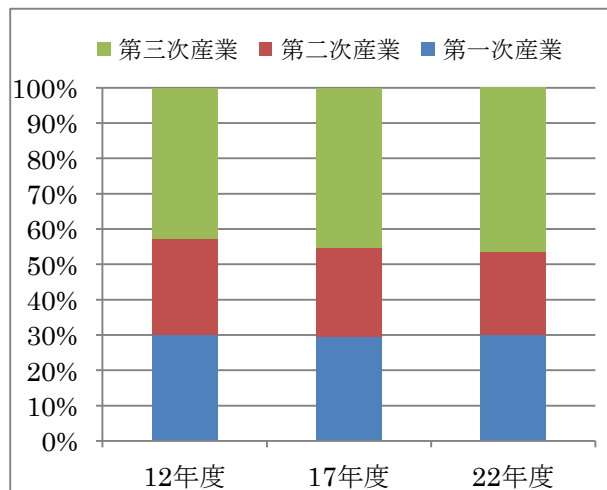
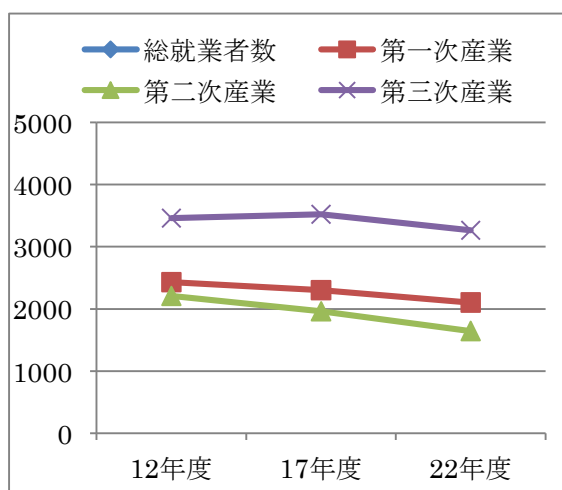
さらに、21世紀は、新しい知識や情報・技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会においては、教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となっています。今後の教育においても、国際社会で活躍する人材の育成が課題であるといえます。

【就業別人口】

	総就業者数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成 12 年度	8,104	2,432	2,210	3,462
平成 17 年度	7,790	2,304	1,964	3,521
平成 22 年度	7,040	2,104	1,646	3,266

(国勢調査より)



(3) 地球規模での環境問題

我が国の経済発展を支えてきた大量生産、大量消費型の経済システムは、日常生活の利便性・快適性を飛躍的に高めました。が、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

このため、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換を目指して自然環境を保全するとともに、ゴミの減量や資源のリサイクル、省エネルギーへの取組など環境教育を進めることが必要となっています。

本町は、町民が一体となってリサイクルに取り組む「環境に優しい町」でもあり、これまで資源ごみのリサイクル率で8年連続日本一の栄誉に輝いており、最近では海外で資源ごみの分別指導も行っています。今後も、官民一体となり、リサイクル率日本一の継続に向け、取組の充実を図るとともに、「住みやすさ日本一」をめざした取組の充実も進めていきたいと思ひます。

(4) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話、スマートフォンを使用するモバイル通信の急速な普及など高度情報化社会の急速な進展は、産業活動や社会生活様式を大きく変えつつあります。私たちの生活がより豊かになる一方で、直接的な人と人との交流の希薄化、活字離れによる想像力や論理的に考える力を弱める、という問題も出てきています。

このため、あらゆる世代において、情報の活用・処理・発信能力を身に付けさせ、情報を生かして様々な体験や交流がより豊かにできるような教育が求められています。また他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することが必要となっています。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観や生活意識が変化し、「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。

こうした価値観の多様化や個性化などにより、ライフスタイルも精神的なゆとりや生きがいにより重視される方向に、一層変化していくものと考えられます。

そうした中、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、あくまでも個人を大切にする意識の変容により、社会規範意識や地域のコミュニティ機能がさらに低下することが懸念されます。

地域社会の連帯意識を高め、より活発な活動が展開されるような条件や環境の整備を図るとともに、安心して子育てができる環境づくり、自主防災組織の結成など地域における防災力や防犯力の充実・強化をいち早く行うことが求められます。

(6) 地方分権の進展

少子高齢化や人口減少が進む中、人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応する公共サービスを的確に提供していくためには、これまでの中央集権型の行政システムから、住民に最も身近な地方公共団体が自己決定、自己責任の下に、その創意と工夫によって住民の視点に立った行政を執行する地方分権型の行政システムに移行することが不可欠となっており、国と地方の役割分担や国の関与の在り方が見直されるなど、地方のことは地方自らが決定する地方分権時代が到来しています。

「地方のことは地方自らが決定する」地方分権が進み、地方自らの責任によって地方の状況に合わせた行政運営が期待され、行政のスリム化とともに今まで以上に事務・事業の効率的・効果的な実施が必要となっています。

このため、自立する地域社会を支え、豊かなふるさとづくりに貢献できる人材の育成が望まれます。

2 本町の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学級規模

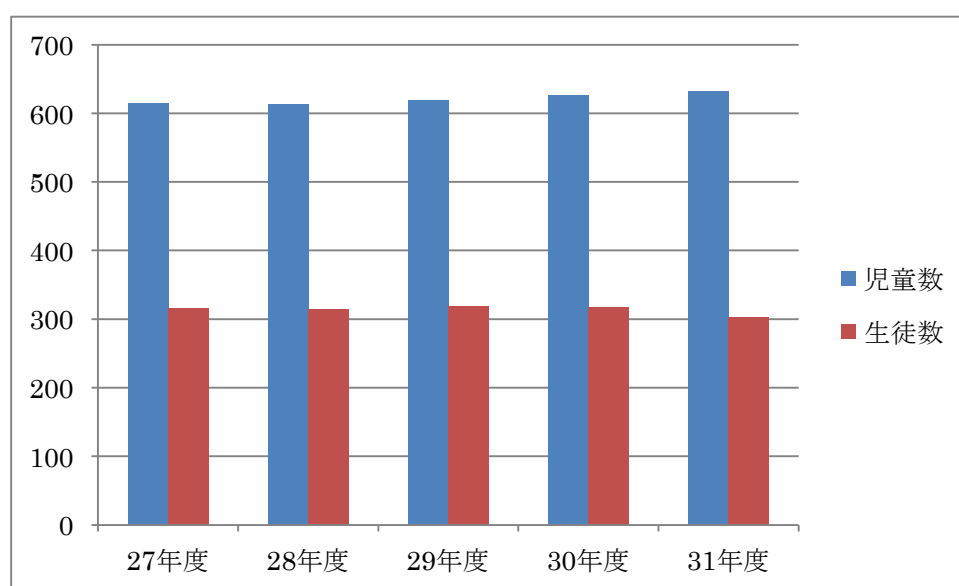
本町における児童数は、平成26年5月現在で小学校数が6校で、児童数が633人（38学級）ですが、平成31年度には児童数が632人（1の減）学級数が42学級（4学級の増）となる見込みです。

また、中学校においては、平成26年5月現在大崎中学校1校で、生徒数322人（12学級）であり、平成31年には302人（20の減）、12学級（増減無し）となる見込みです。

国勢調査による推計では、児童生徒数は現状よりもやや減少の見込みです。このような中、教育機関、家庭及び地域社会と連携・協力し、知・徳・体、調和のとれた児童生徒を育成していくことが重要となっています。

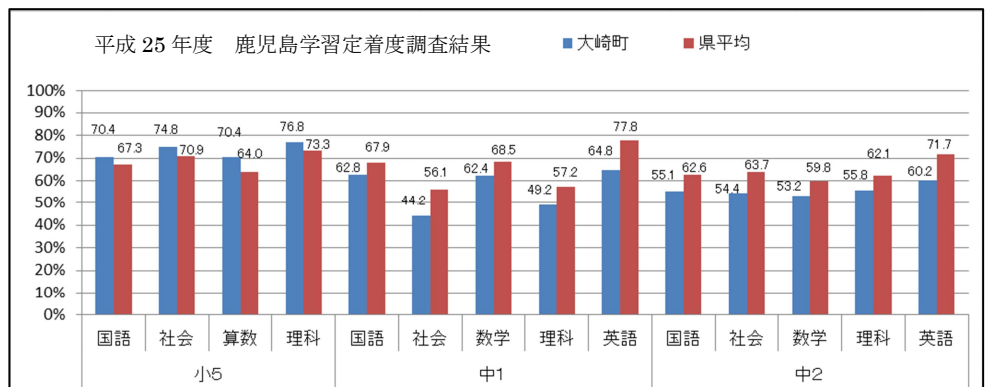
【児童生徒数の見込み】

学校名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
大崎小学校	312	15	314	14	320	14	313	13	324	13
菱田小学校	77	7	78	7	81	6	91	6	98	6
中沖小学校	49	5	51	5	57	6	58	6	55	6
持留小学校	23	3	23	3	22	3	22	4	23	4
大丸小学校	67	7	64	6	65	6	70	6	63	6
野方小学校	86	7	83	7	74	7	72	7	69	7
小学校 計	614	44	613	42	619	42	626	42	632	42
大崎中学校	316	11	314	12	318	11	317	12	302	12
小中学校 計	930	55	927	54	937	53	943	54	934	54



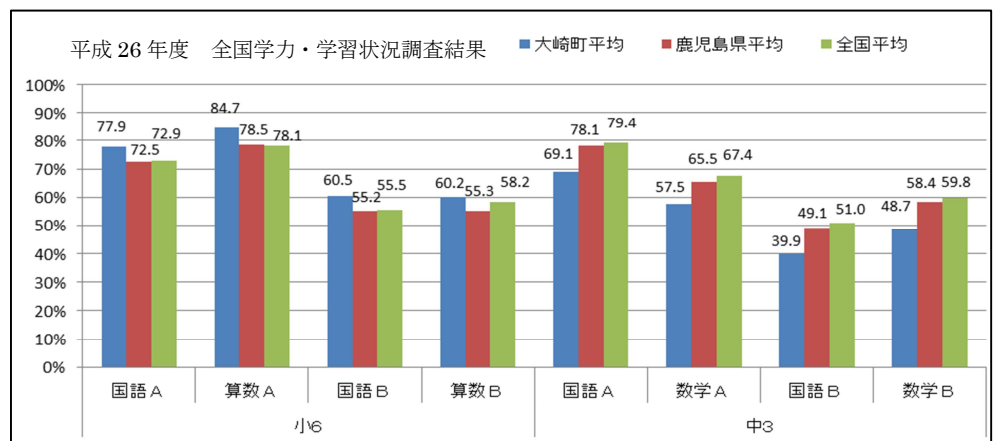
(2) 学力

本町の小・中学生の学力については、平成26年1月に実施された鹿児島県学習定着度調査において、小学校5年生は全ての教科で県平均を上回っています。しかし、中学校1・2年



生では、全ての教科において県の平均を下回り、学習内容の定着が不十分であるという結果が得られています。そして、小・中学校ともに「基礎・基本」の問題では、概ね良好な結果を出していますが、「思考・判断」の問題について課題があるとの結果が得られています。

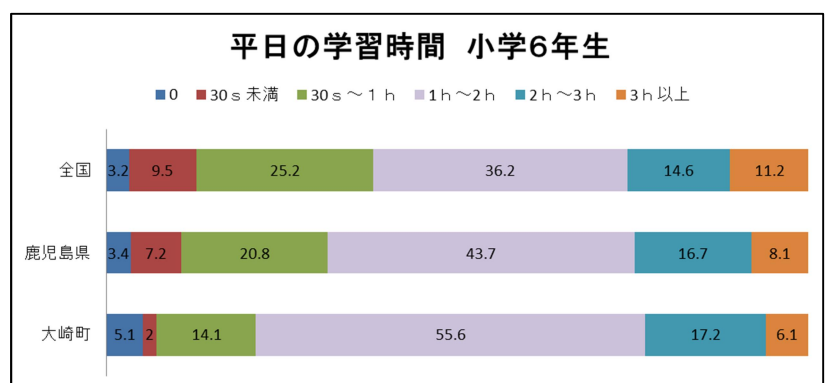
次に、平成26年4月に実施された全国学力・学習状況調査では、小学校は知識を問うA問題、活用に関する問題を問うB問題ともに県平均、全国平均を上回る結果となっています。一方、中



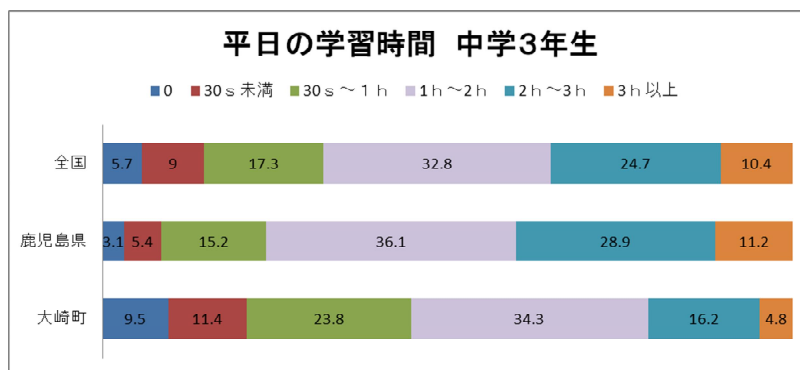
学校においては、知識を問うA問題、活用に関する問題を問うB問題ともに県平均、全国平均よりもかなり低い結果が見られ、学習内容の定着に大きな課題があると考えます。

今後は、基礎的・基本的な知識や技能を個別指導や補充指導をとおして確実に習得させるとともに、身に付けた知識や技能を活用して主体的に課題を解決することができるよう思考力、判断力、表現力を育てることが必要です。そのためには、各教科で言語活動を充実させることが必要であると学習指導要領に明記されています。今後、子どもたちの学力を向上させるためにも問題解決的な学習における言語活動をより一層充実させていく必要があります。

また、基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する県の「家庭学習60・90運動」を受けて、本町では「家庭学習の手引き」を作成し、各学校



で自校化¹を図っていますが、平成26年度全国学力・学習状況調査の中の「平日の学習時間」の調査結果では、1時間未満と回答した割合が小学生で21.2%，中学生で44.7%という状況です。今後さらに学校や家庭と連携し、家庭学習の重要性を啓発するとともに、学習時間の確保と併せ、家庭学習の内容に関しても充実を図っていく必要があります。



(3) いじめ、不登校等の状況

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、本町の小・中学校におけるいじめの件数は0件、不登校児童生徒数は18人です。いじめによる深刻な事態は発生していないが、アンケート調査結果等から悪口や仲間外し等の軽微ないじめの問題と思われる事案が認知されています。また、不登校等の児童生徒の問題行動については、憂慮すべき状況があります。

いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、今後ともすべての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話・スマートフォンやパソコンを用いた「ネットいじめ」も全国的に増加しており、本町においても、数件の事例が見られます。それらを、氷山の一角ととらえ、今後も情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要と考えています。

学校における在籍児童生徒全体に占める不登校児童生徒数の割合は、本町(1.36%)です。県(1.31%)、全国(1.20%)と比較すると高い数値となっています。不登校児童生徒は例年出現しており、本町の喫緊の課題です。

不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるように相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人ひとりの状況に応じた不登校個別支援計画をもとに、スクールソーシャルワーカー²、スクールカウンセラー等を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

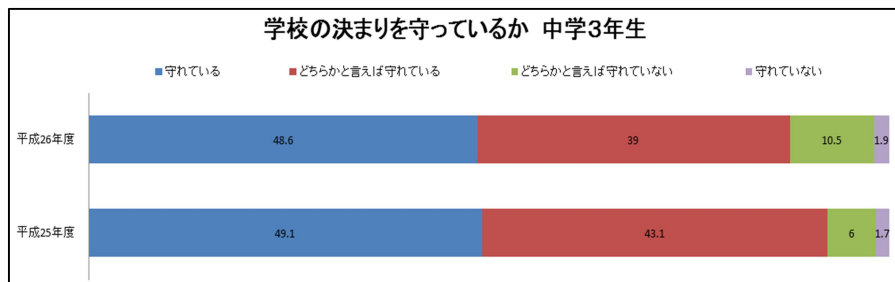
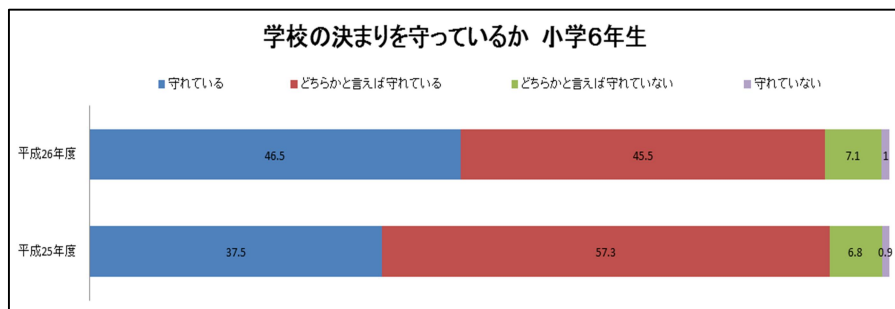
(4) 規範意識

今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。改正教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んじるべきこと」などの理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標とされ、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

¹ 家庭学習の基本的な在り方については「手引き」として毎年、新小一、新中一の家庭に配布しているが、各学校の実態に応じて柔軟に対応できるよう“自校”のプランとして改善し、活用している。

² スクールソーシャルワーカー：子どもたちが日々の生活の中で出会ういろいろな困難を、子どもの側に立って解決するサポートシステムで、親との間に立って、気持ちを代弁したり、学校との間に立って、調整や仲介を行ったり、地域のいろいろなサポート資源を紹介したりする。

平成26年4月に実施された全国学力・学習状況調査で、「学校のきまり・規則を守っている」と回答した割合が、小学校6年生で92.0%、中学校3年生で87.6%となっています。小学生では県・全国と比べても高い割合となっていますが、中学生は県・全国よりも低い割合となっています。また、平成25年度と平成26年度の結果を比べ



ても、中学生の意識が低くなっていることが分かります。

子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通じて、更に継続した規範意識の涵養を図ります。

(5) 基本的生活習慣

平成26年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べている」と回答した割合が、小学校6年生が96.0%、中学校3年生では94.3%となっています。また、「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と回答した割合が、小学校6年生で85.9%、中学校3年生で78.0%となっています。とりわけ、食生活については、「食」を大切にする心の欠如、「食」の安全性、伝統ある食文化の喪失等の問題が指摘されています。これらの問題に対応するため、平成17年に食育を国民運動として展開していくことを目的に、食育基本法が制定されました。各小・中学校においては、これらを踏まえた取組により食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導など、各小・中学校の実態に応じた組織的な取組を推進していく必要があります。

さらに、本町の小・中学校の携帯電話・スマートフォンの所持率は、平成25年度から26年度に小学校で1%、中学校で6%増加するなど、年々増加傾向にあります。今後もその割合が高くなることが推測されます。今後、いわゆるネットいじめやネット依存症などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等々の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

食生活の乱れやネット依存等子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われます。子どもたちが、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「家庭学習60・90運動」や「早寝早起き朝ごはん¹」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

¹ 早寝早起き朝ごはん：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動

(6) 特別支援教育

現在、発達障害を含む障害のある全ての児童生徒の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されており、また、国において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進方策が提言されたこと等を踏まえ、今後、一人ひとりの指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

本町においても、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあります。また、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の障害があり、特別な支援を必要とする児童生徒は、小・中学校の通常の学級に在籍しています。

これらの児童生徒の個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行うために平成26年度は、特別支援教育支援員を小・中学校6校に11人を配置し、個に応じた適切な支援の充実を図っています。

さらに、平成25年9月に、視覚障害者等の就学先を決定する仕組みが改正されたこと、また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えることができるよう、多様な学びの場における指導の充実を図る必要があることなどから、教職員一人ひとりの専門性の向上を図るとともに、保護者の障害受容や円滑な支援につなげるための関係機関と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立していく必要があります。

(7) キャリア教育¹

世界経済のグローバル化に対応した企業の競争力向上のためのコスト削減や、バブル経済崩壊後の採用抑制等により、フリーターやパート、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど、雇用形態も多様化してきています。

また、学校に行かず、就職訓練や就職活動を行わないニート²といわれる若者の増加が、深刻な社会問題になりつつあります。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えると同時に、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、様々なことにチャレンジする機会を設け、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させるなど、発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進が必要です。

(8) 体力や運動能力

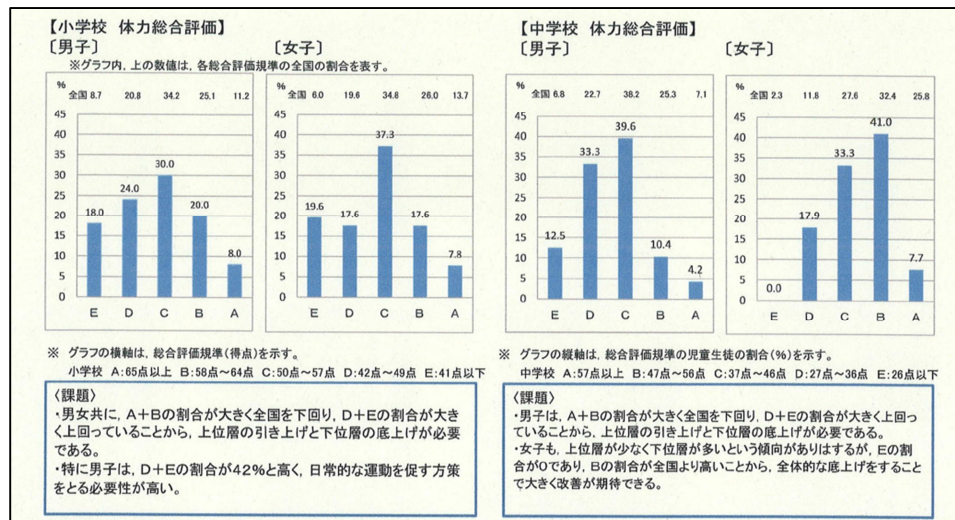
近年、生活環境の変化による児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、児童生徒の体力、運動能力は全国、本県ともに低下傾向にあります。全国との比較では、特に、20mシャトルランや立ち幅跳び・ソフトボール投げ等が全国平均を大きく下回っています。

子どもの体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力向上は大変重要な課題です。

¹ キャリア教育：児童生徒一人ひとりの職業観を育てる教育

² ニート：NEETとは、Not in Education, Employment or Trainingの略。非労働力人口（就業者、失業者以外の者）のうち、年齢が15～35歳未満で、学校にも行かず、就職の意図もなく、職業訓練も行っていない者

また、体格については、身長・体重・座高等が徐々に全国平均に近づいてきているものの、肥満傾向児の出現率が高くなっています。肥満の主な原因としては、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等が挙げられることから、今後、子どもたちに、望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。



【平成 26 年度全国体力運動能力調査結果】

(9) 安全・安心な教育環境の整備

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害が加えられる事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生が跡を絶たない状況です。児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や、児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

また、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所としての役割を果たす学校施設の充実をよりすすめていく必要があります。

(10) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもたちが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、すべての教育の原点であり、幼児期から親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域には子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢集団の友人との交流を通じた、様々な体験による人間性の育成が求められています。

本町においては、地域づくりの拠点としている各地区公民分館をはじめ、子ども会やおやじの会、PTA連絡協議会、校外生活指導連絡会・生活指導研究協議会、青少年健全育成町民会議等の青少年の健全育成をめざしている社会教育関係団体やスポーツ少年団、さらには女性団体グループに加え地域の伝統行事・芸能を継承保存している団体等があり、それぞれが地域に根ざした活動を継続的かつ積極的に行っています。

近年は、学校応援団など全市町村で地域による学校支援を行うための組織が設置され、また、家

庭教育相談員養成が進むなど、「地域の中の学校づくり」の体制が整備されるとともに、地域ぐるみの子育てを支援する気運が高まりつつあります。

今後、さらに、本町において昔から引き継がれている教育的資源や伝統を生かしつつ、家庭や地域の教育力を高めることが求められております。このことから、家庭及び地域の教育力の向上のために近隣市町や社会教育関係団体との連携を密にし、また民生委員等の積極的な活用や企業等への理解を図るとともに、地域ぐるみで家庭教育力の向上の取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していく必要があります。

(11) 子どもたちの文化活動

本町には、伝統芸能・伝統行事等文化資産が多く残っており生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校もあり、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化、過疎化による後継者不足等により、それらの文化資産を保存・継承することが困難になってきています。

子どもたちにふるさとの伝統文化や様々な芸術を親しませることは、ふるさとに誇りをもつ心の醸成や、本町の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

これまで、本町に多く残っている伝統芸能・伝統行事等の文化資産の保存・継承、新たな文化財指定による文化財保護に努めてきました。このことによって、子どもたちをはじめ、町民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどによって郷土を愛する心の醸成が図られてきています。

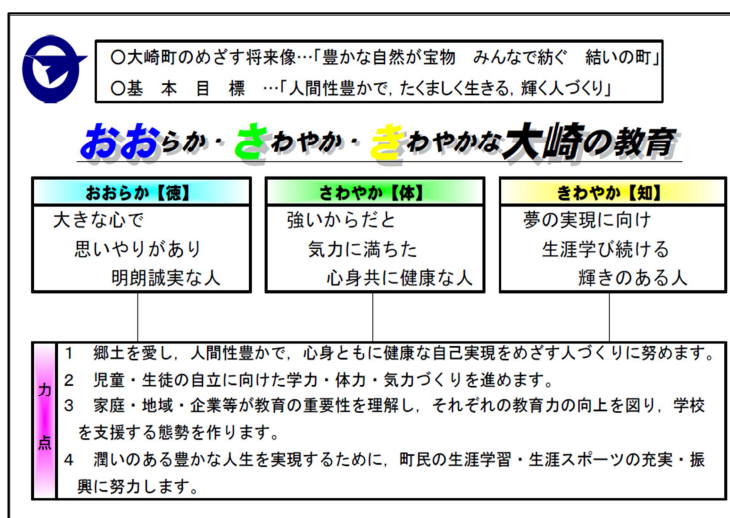
今後も、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

第3章 基本目標

1 本町の教育の将来像と基本目標

本町では、平成23年6月に策定された「第2次大崎町総合計画」において、「豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまちーみんなが主役新たな時代を開く夢づくりー」を将来像に掲げ、「誰もがいきいきと働く、活力ある産業づくり」「健やかで安心して暮らせる元気なまちづくり」「自然や景観と調和した環境のまちづくり」「すべての人が快適に暮らせる優しいまちづくり」「人間性豊かでたくましく生きる、輝くひとづくり」「町民が主役、みんなで進める結いのまちづくり」を基本目標にしてまちづくりを進めています。

大崎町教育委員会では、県教育委員会・大隅教育事務所の重点施策や「第2次大崎町総合計画」を踏まえ、平成22年11月に大崎町教育振興基本計画を策定し、その中で10年後を見据えた教育の姿として、「人間性豊かで、たくましく生きる、輝く人づくり」を基本目標とし、「おおらか さわやか きわやかな大崎の教育」を合言葉に「大きな心で思いやりがあり明朗誠実な人」「強いからだと気力に満ちた心身共に健康な人」「夢の実現に向け生涯学び続ける輝きのある人」づくりに取り組んでいます。



大崎町教育行政では（１）郷土を愛し、人間性豊かで、心身ともに健康な自己実現をめざす人づくりに努めます。（２）児童生徒の自立に向けた学力・体力・気力づくりを進めます。（３）家庭・地域・企業等が教育の重要性を理解し、それぞれの教育力の向上を図り、学校を支援する態勢を作ります。（４）潤いのある豊かな人生を実現するために、町民の生涯学習・生涯スポーツの充実・振興に努めます。を力点に掲げ、取組を進めてきました。

今回の第2期計画策定にあたり、4つの力点を総合的・横断的に網羅した取組の推進と、力点の（３）「家庭・地域の・企業等」が教育の重要性を再認識するとともに、さらなる連携を図り、それぞれのもつ教育のよさが相乗効果をあげ、めざす将来像の具現化を図っていきます。

これからの5年間も、本町のめざす将来像を基に、これらの基本目標及び力点を踏まえつつ、現在の社会状況の変化などに対応しながら、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たし、より一層の協力と連携の下、ふるさとの自然や伝統、文化、歴史を生かした特色ある開かれた学校づくりを進め、「ふるさと大崎を愛し、誇りにする子ども」を育てます。

さらに、町民が生涯を通じて学習の機会を得ることができ、その成果が適切に評価・活用され、潤いのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の推進に努めます。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本町教育の取組における視点

第3章において、「豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち ―みんなが主役 新たな時代を開く夢づくり―」を将来像として、基本目標の具現化に向けて次の視点をもって施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易」という「時代を超えて変わらない価値あるもの」と「流行」という「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」があります。

個人の尊重、自立心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に
する心、幅広い教養や健やかな身体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでい
かなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化への的確かつ柔軟に対応する能力の育成

個人や地域社会の活力を衰退させないためにも、画一的な教育とならないよう時代の変化に対応
した教育を行わなければなりません。

社会の変化に柔軟に対応するための想像力や、問題を自らの力で解決していこうとする主体的な
態度、また、今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケー
ション能力、ICTを活用する能力等を身に付けた人材の育成をめざします。

(3) 学校・家庭・地域・企業・鹿児島大学等の相互の連携・協働

学校は、一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能を学ぶ意欲をしっかりと身に
付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最
大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な
習慣を身に付けさせ、自立心を育て、心身の調和のとれた成長を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や子どもから高齢者までの異年齢
集団の中で交流を通じ、様々な体験を積み重ねて人間性の育成を図るなど、子どもが家庭・地域
の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用
した取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求
められています。

鹿児島大学との連携に基づく出前授業や大学職員、学生との交流を活用して、地域社会の教育力
の向上を図るために、教育・文化活動及び地域特有の課題解決に向けた取組への支援や地域におい
て活躍する人材育成等、大学の地域貢献機能やその教育研究の成果なども積極的に活用することが
必要です。

これからの5年間も、これまでの成果を踏まえつつ、学校、家庭、地域、企業等それぞれの本町
教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きか
けて成果を増幅させるなど、それぞれの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本町には、地域住民同士の助け合いの精神や地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、豊かな自然、歴史、地域に根ざした個性あふれる郷土文化、全国に誇れる農水産業等、さまざまな分野で活躍している人材など教育的資源も豊富で、これらを有効活用して、施策を推進します。

2 本町教育施策の方向性

将来像の「豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち ーみんなが主役 新たな時代を開く夢づくりー」の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣や社会生活を送る上で最低限の必要な規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちに規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康・体力を育む教育を推進します。

II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、グローバル社会への変化や少子高齢化への変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本をしっかりと確実に身に付けるとともに、「自ら学び」、「考え」、「主体的に判断、行動し」、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進し、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けての障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

また、郷土芸能などの伝統や史跡などの文化を尊重し、ふるさとを愛し、誇りにする心を醸成していくために地域に根ざした特色ある郷土教育を推進します。

III 信頼される学校づくりの推進

学校経営の目標が達成されるよう、創意工夫を生かした教育活動の推進など、特色のある学校づくりに努め、心身の発達段階に応じて、児童生徒一人ひとりの能力や個性を生かしながら、信頼される学校づくりを推進します。また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や教育環境の整備・充実など安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

特に、町内唯一の中学校である大崎中学校の充実に力を入れていきます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割が欠かせないものであります。

本町には、地域住民同士の助け合いの精神が残っていることに加え、「大崎学校応援団」の活動をはじめ、多くの活動を通じて子どもとの交流や育成活動に多くの町民が参加するなど、地域の方々の子どもたちの教育への関心と期待は大きく、教育を大事にする伝統があります。

このように地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。

V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が、生涯にわたって自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようあらゆる機会にあらゆる場所で学習できる環境づくりをめざします。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。平成 32 年には鹿児島県で国民体育大会が開催予定であり、町民にスポーツを一層普及させるとともに、平成 27 年度に開催予定の国民文化祭に向けて本町の文化を更に発展させるなど、スポーツや文化の振興を図ります。

3 具体施策の展開

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 豊かな心の育成

(7) 道德教育の充実

【現状と課題】

- 近年、児童生徒の規範意識の低下が指摘されていますが、基本的な生活習慣の確立や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道德教育を充実させることは重要です。
- 全国学力・学習状況調査によると、例えば「学校のきまり・規則を守っている。」や「人の役に立つ人間になりたい。」「いじめなど絶対に許されることではない。」などの質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均と比べて高いという結果が得られています。
- 学習指導要領の改訂を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道德教育が重視されています。

【これからの施策の方向性】

- 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」などに加え、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。
- 児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体での道德教育の充実を図るとともに、教職員の道德教育の指導力の向上に努めます。
- 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道德性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- 道德教育の目標に「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」が加えられたことなど学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、各学校において道德教育の全体計画や年間指導計画の見直しや改善を図り、道德教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「私たちの道德」や郷土教育資料等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道德教育の充実に努めます。
- 道德教育推進校を町独自で指定し、学校における道德教育の充実に向けた道德の時間のあり方や教育活動全体を通して行う取組について研究を進め、町内の小中学校に広がっていきます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、特色ある教育活動をさらに推進するとともにボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。
- 一人ひとりの教職員が道德教育の重要性を認識するとともに、道德に関する指導力の向上が図られるよう、各種研修の内容の充実・改善に努めます。

- 青少年育成に関わる関係課や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

(イ) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネット・携帯電話・スマートフォン等の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 本町の小・中学校においては、「いじめ」による深刻な事態は発生していないが、アンケート調査等から悪口や仲間外し等の軽微ないじめの問題と思われる事案は認知されています。
- 平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国、地方公共団体、学校及び保護者等が連携して、いじめ防止等に取り組むことが求められています。
- 不登校児童生徒については、学校復帰に向けて、一人ひとりの様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めるとともに、学校、家庭、家庭、関係機関等の連携を推進します。
- 学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、「一件でも多く発見し、それらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という基本的認識に立ち、各学校における問題行動の未然防止のための教育活動や取組の充実、早期発見・早期対応のための、学校、家庭、地域、関係機関等との連携の強化を一層推進します。
- スクールカウンセラーの活用事業など総合的な相談体制の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカー活用事業など関係機関と連携を図り、不登校児童生徒の完全解消をめざします。
- インターネット等に関する問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラルに関する教育を推進します。

【主な取組】

- 生徒指導に関する研修の内容の充実を図り、いじめや不登校などの未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く積極的な生徒指導を推進します。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において不登校個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の学校復帰に向けて、一人ひとりの実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や教育相談員、民生委員と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組みます。
- 町小中連携推進委員会を中心とした連携研究会において、毎年、生徒指導連絡会を開催し、生徒指導に係る様々な問題や課題について、小中学校教員、単位P役員を交え、意見交換を行い、町としての指導方針や取組を決め、町全体で児童生徒の健全育成に取り組みます。

- 大崎町いじめ防止基本方針に基づく、大崎町いじめ問題対策連絡協議会を開催するとともに、関係機関と連携を図った各小・中学校におけるいじめ防止に努めます。
- ケース会議を通して、警察との連携強化に努めるとともに、児童相談所等の福祉機関等との連携について実践的研究を推進します。

(ウ) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 「大崎町人権教育・啓発基本計画」に基づき、各種研修会における指導の充実を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- 人権教育・啓発については、これまでも様々な取組が行われ、人々の人権意識は高まりつつありますが、いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネット等による人権侵害など、現在でも様々な人権問題が発生しています。

【これからの施策の方向性】

- 学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。
- 全ての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組めます。
- 社会教育での人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 人権教育年間指導計画の改善・充実を基に、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等の特質に応じた人権教育の充実を努めます。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重精神の高揚に努めます。
- 様々な人権課題に関する研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、人権教育担当者研修会の充実や小中連携研究会で開催する授業を通じた研修会等において、人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。
- 教育委員会及び役場職員の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の



推進体制を充実・強化します。

(エ) 体験活動の充実

【現状と課題】

- 豊かな自然，多様な食文化，地域の伝統文化などを生かした体験活動は，生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ，社会性などを育てる有効な機会です。
- 本町は温暖な気候や山，海，川等豊かな自然環境，景観，温泉，農水産物や歴史，文化等優れた地域資源を有しており，各学校においては，農林水産体験，社会奉仕体験，自然体験，勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。今後，体験活動のねらいを明確にしたり，事前・事後指導を十分に行ったりするなど，学習がより効果的に行われるよう指導の工夫・改善を図る必要があります。
- 本町は，農林水産業を基幹産業としており，マンゴー・甘しょ・米を主とした農業や肉牛，養鶏等の畜産，養鰻を中心とした養殖業が盛んです。

これらの産業を，体験学習やキャリア教育等の活動に生かした食農教育が，それぞれの学校で実施されています。

【これからの施策の方向性】

- 地域の特性を生かし，創意工夫をこらした体験活動を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 体験活動を通して「心の教育」の充実に努めるとともに，確かな学力や豊かな人間性，健康な体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努め「おおらか さわやか きわやかな大崎の教育」を進める取組を行います。

【主な取組】

- 小中学校において，農林水産業者や関係団体，役場関係課との連携を図り，栽培や米作り，や椎茸栽培，稚魚の放流体験など，農業や水産業に関わる体験学習の取組を促進します。
- 各学校において，地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕的体験，職場体験学習など様々な体験活動が実施されるよう支援します。
- 各学校における体験活動について，各教科等との関連付けや年間を通した活動の計画的な実施，事前・事後の指導を確実に行うなどの改善・充実を推進します。
- 郷土芸能の伝承やふるさとに伝わる行事への参加等，各学校や各校区で取り組んでいる，地域の特性を生かした体験活動を支援します。

(オ) 子ども読書活動の推進

【現状と課題】

- 平成21年3月に鹿児島県は，「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し，読書活動を推進しています。本町でも「大崎町子ども読書活動推進計画」を策定して，図書館等における個人貸出や団体貸出，各種おはなし会等を実施しています。また，町内の全校で朝読書を実施しており，

学校によっては、学校全体で親子読書や読み聞かせにも力を入れ、子ども読書活動の充実にむけて、家庭や地域、学校等さまざまな場所で努力が続けられています。

- 豊かな感性や情緒を育むとともに豊かな言語力を育成する観点から、読書活動は重要です。
- 児童生徒の1か月の平均読書量は、平成26年10月の調査によると、小学2年生が32.5冊、小学4年生が29.7冊、小学6年生が16.1冊、中学1年生が8.9冊、中学2年生が5.4冊、中学3年生が4.2冊となっており、学年が進むに従って本を読まない児童生徒が増える傾向にあります。

【これからの施策の方向性】

- 子どもの読書活動に関する町民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、社会全体での取組を推進します。
- 子どもが読書に親しむ態度を育成するための取組や、学校図書館（室）を活用した読書活動を推進します。

【主な取組】

- 子ども読書活動推進計画を推進するために、関係教育機関・団体等への周知を図ります。
- 子ども読書活動を推進する社会的気運の醸成のために、子ども読書活動推進についての広報啓発を行います。
- 町立図書館との連携により、図書館関係者の資質向上や、読み聞かせ、親子読書の核となる人材育成、図書館等の運営や諸活動の推進に努めます。



【 図書館まつり 】

- 学校においては、朝の読書活動や読書ボランティア等による読み聞かせ、緑陰読書、読書週間の設定など家庭や地域と連携した読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館（室）において、計画的に蔵書の充実を図ることにより、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。

(カ) 文化活動の推進

【現状と課題】

- 感性、創造性、感動する心など心豊かな子どもを育成するために、あらゆる文化活動を推進しています。
- 文化庁の支援事業による伝統芸能等にふれる機会を設けている学校もあります。
- 児童生徒に質の高い舞台芸術や音楽に触れる機会をさらに増やしていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 学校における文化芸術活動を充実します。

- 子どもの文化芸術の鑑賞の機会を増やし、文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

- 学習指導要領の改訂を踏まえ、年齢に応じた各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- 学校や町の文化施設等において質の高い舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会を増やします。
- 図画や作文、音楽コンクールなどへの参加や博物館等で開催される特別展等の観覧促進に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

② 健やかな体の育成

(7) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子どもの基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味をもち、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。
- 学習指導要領の改訂において、児童生徒の体力の向上がより一層重視され、また、中学校での武道等の必修化が盛り込まれました。
- 本町の児童生徒の体力は全国と同様、低下傾向にあります。小学生では特に、男女とも50m走や20mシャトルラン等の持久力が全国平均を大きく下回っています。また、中学生では、男女とも小学生と同じく50m走や20mシャトルラン、さらには反復横とびが全国平均を下回っています。

【これからの施策の方向性】

- 学習指導要領の改訂における小・中学校の体育・保健体育の内容の変更を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査等の結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- 児童生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚と実践化を図ります。
- 武道等の必修化に伴う教育活動が、円滑に実施されるよう取組を充実します。

【主な取組】

- 運動に興味をもち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、体育部会の充実や授業を通じた研究などを通して、教員の指導力や体育指導法の向上を図ります。
- 体力向上推進校を町独自で指定し、教科体育の充実をめざし、授業を通じた研修や情報交換を進め、児童生徒の体力向上を目指した教職員の指導力向上に取り組みます。

- 外遊びの奨励など、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- 各学校で体力・運動能力調査等の結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。
- 小学校の全学級において「チャレンジかごしま」への取組を推進します。
- 各学校における「一校一運動」の推進により、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。
- 学校、家庭、地域と連携した体力向上の取組を推進します。
- 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。

(イ) 健康教育の充実

【現状と課題】

- 近年、子どもたちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など、児童生徒の現代的健康課題が多様化の傾向にあります。
- 本町の児童生徒の一人平均のDMF 歯数¹は、着実に減少傾向にありますが、小学校3.4、中学校5.6と全国平均を大きく上回っています。今後治療率を高める必要があります。
- 児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実が必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が不可欠です。

【これからの施策の方向性】

- 学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健をすべての教職員で推進するための組織体制の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- 性の問題行動や薬物乱用など児童生徒の健康課題の解決を図るために、関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの充実を図ります。
- 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、実態調査及び食物アレルギー対応の手引きにより、適切な対応を図ります。
- 学校保健に関する調査や学校保健優良学校調査等を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。
- 町学校保健会及び各種研修会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- すべての教職員が学校保健活動に関心をもち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取

¹ 集団における永久歯列のう蝕罹患状態を知るために用いられる数値。D (decayed tooth) 未処置う蝕歯, M (missing tooth; because of caries) 喪失歯, F (filled tooth) う蝕が原因で処置された歯

組を推進します。

- 教職員、保護者、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組むための「学校保健委員会」の活動を推進します。
- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、町保健福祉課等の関係機関との連携を深めます。

(ウ) 食育の推進

【現状と課題】

- 社会環境や食生活が大きく変化している中で、偏食や朝食の欠食、栄養バランスの崩れなどによる食生活の乱れや肥満の増加が本町の児童生徒においても指摘されています。子どもの食育は家庭を中心に行われることが基本ですが、学齢期においては、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために、学校における食育の推進が重要な課題となっています。
- 児童生徒の食生活の変化や「食育基本法」の制定を受けて平成 21 年 4 月に改正された、学校給食法はその目的が、食育の推進を重視したものとなり、「学校における食育の推進」が明確に位置付けられました。
- 平成 26 年 4 月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べている」と回答した割合が、小学校 6 年生が 96%，中学校 3 年生では 94.2%となっています。
- 「食に関する指導の全体計画」が、全ての小・中学校で作成され、食に関する指導の一層の推進を図るために栄養教諭が作成した資料等は、全ての小中学校で活用されています。
- 毎年 1 月に実施されている「鹿児島をまるごと味わう学校給食」での取組により、学校給食における地場産物の積極的な活用が図られています。

【これからの施策の方向性】

- 食を通じて、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るとともに、地域を見直すこと、失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを理解することをめざします。
- 学校給食を活用した食に関する指導を、全職員の共通理解の下、教育活動全体で組織的に取り組む体制づくりに努めます。
- 児童生徒に望ましい食習慣等を身に付けさせるために、栄養教諭や給食担当者を中核とした学校、家庭、地域社会の連携を図ります。

【主な取組】

- 学校における食育については、「児童生徒が健全な食生活を実践するための知識や能力を習得し、健康で豊かな人間性を育めるように」を目標に、学校教育全体を通した「食に関する指導」を推進します。
また、食に関する指導の全体計画や年間指導計画は、発達段階に応じて作成します。
- 児童生徒の食に関する知識や興味・関心を高めるために、学校での農産物の栽培・加工体験、子どもたちが作った農産物の学校給食での活用、生産者等による「食と農の出前授業」を通して、

地域農業と学校給食の連携を中心にした食農教育を推進します。

- 安全・安心な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、給食納入業者との連携、情報・認識の共有を図ります。
- P T A活動，学校保健会等や献立表を活用し，食に関する身近なテーマや子どもたちを取り巻く食環境など学校給食への理解を深められる内容の情報を提供して，家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 学校給食の献立に使用する食品と教科等で取り上げられた食品を意図的に関連させるなど計画的な献立で，食に関する指導を効果的，継続的に進められるよう努めます。
- 児童生徒の考えた献立や希望献立，さらに，地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ，「美味しくて・安全・安心な給食の提供」はもとより，地域の食文化の継承にもつながるよう配慮します。
- 給食試食会や「鹿児島をまるごと味わう学校給食週間」を通じて，「基本的な生活習慣・望ましい食生活の在り方・地産地消等について考える取組」を推進します。

Ⅱ 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 「確かな学力」の定着

【現状と課題】

- 現行の学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念のもと、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る必要があります。
- 小中学校においては、鹿児島学習定着度調査や全国学力・学習状況調査の結果等によると、概ね基礎学力が定着していますが、活用に関する問題や自分の考えを論理的に説明する問題について課題がみられます。また、家庭学習については大崎町「家庭学習の手引き」を作成し、全戸に配布し活用を図るよう進めていますが、平日の家庭学習の時間が1時間未満の小学生が21.2%、中学生は44.7%となっています。さらに、家庭で計画を立てて勉強をしている小学生が64.7%、中学生は46.6%となっており、全国と比較すると小学生は高く、中学生は低い実態が見られます。



【これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向けた取組を推進するために、小中連携による公開授業や授業研究を通して、教員の指導法の改善等を図ります。
- 知識・技能の活用力を育成するために、「言語活動の充実」や「学習意欲の向上」、「体験的活動の充実」等を重視した学習活動を推進します。
- 各学校において、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な目標＝プラン）・D（共通実践）・C（検証）・A（改善策＝アクションプラン）」のサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。
- 小中学校においては、鹿児島学習定着度調査で各科目70%以上の正答率をめざします。
- 県教委の「かごしま学びチャレンジ推進事業」による「かごしま学力向上支援Webシステム」の積極的な活用を推進します。

【主な取組】

- 6小学校と大崎中学校の小中連携、並びに各学校の校内研修の充実により、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を町内で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立を図ります。
- 町内の小中学校の教員を鹿児島市の学習指導法研究推進校に派遣し、研修を行い、町内の教員

への還元の場を設定し、指導力の向上を図ります。

- 鹿児島学習定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプラン等を作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的な改善を行うよう指導します。

また、一連のマネジメントサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。

- 学力向上に向けて、ICT機器を活用した指導法改善を促進します。
- P D C Aのマネジメントサイクルをより効果的に生かすため、N R T（全国標準学力検査）や知能検査、Q-U（学級集団アセスメント検査）等の各種調査物を用いて実態把握に努めます。
- 「学力向上基礎講座（学力アップセミナー）」を夏季休業中に設定し、中学3年生の学力向上に努めます。

② 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 発達障害を含む障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 本町においては、すべての小中学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が行われるなど、障害のある児童生徒への支援体制は整備されつつあります。また、特別支援教育支援員も学校のニーズに応じた配置をし、適切な支援がなされるようにしています。さらに大崎町特別支援連携協議会を開催し、関係機関と連携した具体的な支援策について検討しています。
- 特別支援学級においては、保護者や特別支援学校などと連携しながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定・作成を確実に推進するとともに、小・中学校等の教員の専門性の向上を図ることが求められています。

【これからの施策の方向性】

- 障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学を推進します。
- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。
- 就学前や学校卒業後を含めた一貫した総合的支援体制の整備に努めます。
- 特別支援学級を設置している学校の施設設備の整備など、特別支援教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 小中学校等に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成・活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図るとともに、学校の実態に応じて特別支援教育支援員の配置に努めます。
- 町特別支援連携協議会を機能化し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備と充実に努めます。
- 学校や児童生徒の実態を踏まえ、特別支援教育支援員研修の充実や適切な配置を行います。

③ キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 近年、若者の社会人、職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さが指摘されていますが、児童生徒一人ひとりが夢や希望をもち、学業の必要性や意義を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定できるようにするための勤労観や職業観を育成することが必要です。
- 職場体験学習は、中学校において、3日間の日程で充実した体験活動が実施されています。
- 各学校では、学級活動における職業調べや実社会で活躍する企業経営者などを講師として、進路に関する講話等を行い、自分の生き方について考える機会を設けています。

【これからの施策の方向性】

- 発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 「キャリア教育の在り方に関する調査研究」指定校による実践例などを参考にして、キャリア教育に関する指導力の向上に努めます。
- 事業者や商工会などの関係機関との連携・協力を強化し、職場体験等のキャリア教育を推進します。

【主な取組】

- 発達段階に必要なキャリア教育を推進するため、各教科等の特質に応じた取組の推進を図ります。今後は、小学校におけるキャリア教育にも力をいれます。
- 小中学校段階での、ものづくり体験などの取組を推進することにより、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や職業に関する知識、技術の習得を図ります。
- キャリア教育の指導計画や評価方法の研究、教材の開発に関する実践例を収集し、情報交換や情報提供を推進します。【会社・事業所めぐり】
- 事業者や商工会などと連携し、より効果的な職場体験や進路指導講話の実施等の取組を支援します。
- 生徒に将来の夢や就きたい職業に関する希望をもたせることを目的に、「会社・事業所めぐり」を開催し、地元企業の一流のものを見る・聞く・触れる機会の提供を図ります。



④ 郷土教育の推進

【現状と課題】

- すべての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、子どもたちの地域行事への参加状況は、小学校 72.7%、中学校 51.5%と全国平均よりも高い結果が出ています。
- 少子高齢化・過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。

【これからの施策の方向性】

- 地域と学校が連携を図りながら、郷土教育の推進を図ります。
- 各学校で、総合的な学習の時間、その他の時間等で地域の特色を生かした郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人に学ぶ活動などの充実を図り、ふるさとを語ることのできる人材の育成に努めます。
- 過疎化の進行等に伴い、貴重なふるさとの文化継承が困難となりつつあることから、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【主な取組】

- 町内の郷土素材を収集、吟味し、教材開発が行えるように事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- これまで発行した郷土教育の資料を吟味・精選し、再構成するなどして、郷土の歴史を学ぶ教育の支援を図ります。
- 管内の郷土素材の収集や吟味、教材開発等が行えるように、事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を推進します。
- 各学校において、学校応援団等の人材を活用しながら、運動会や体育大会、学習発表会や文化祭などの学校行事や日頃の授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるように様々な機会において指導します。
- 郷土教材誌（小学校社会科副読本）「わたしたちの大崎町」の活用を進めます。

⑤ 教育の情報化の推進

【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育むとともに、発達段階に応じた情報モラルの育成、情報教育の充実が求められています。
- また、同調査によると、本町の学校におけるＩＣＴ環境の整備状況は、コンピュータ１台当たりの児童生徒数は１．５５と、文科省が示す１台あたり二人とする基準を上回っていますが、普通教室における校内ＬＡＮ整備や超高速インターネット接続は今後も整備が必要です。
- 小学生や中学生の携帯電話やスマートフォン、パソコン等の普及率が急速に高まりつつあり、インターネット社会における人権侵害やネット依存等の様々な社会問題に対応するため、小中学校において、体系的な情報モラルの指導を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒が、学校において、コンピュータ等に十分に触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、ＩＣＴを十分に活用した取組を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を充実します。

【主な取組】

- 児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた、分かりやすい授業を実現するために、学校における

I C T環境の整備に努めます。

- 児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、I C Tを活用した授業のできる教員の育成を図るため、各種研修講座の充実に努めます。
- 情報モラル教育については、外部講師を活用した教職員研修や情報モラル教室を開催し指導で活用する教材の充実に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

⑥ 社会の変化に対応した教育の推進

(7) 環境教育

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、改正教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。
- 環境教育については、小中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小学校では、体験的な活動も取り入れています。

【これからの施策の方向性】

- 関係各課と連携し、鹿児島県環境学習推進基本方針に沿った環境教育を推進します。

【主な取組】

- 各学校において、環境教育の全体計画を整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を促進します。また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実に図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を促進します。
- 先進的な取組を進める学校の実績や事例を紹介し、環境教育を重視した教育活動の普及を図ります。
- 平成22年3月に策定した「大崎町地域新エネルギービジョン」を踏まえ、各学校の実態に応じたエネルギー問題や環境教育、体験的活動を重視した環境学習の充実に努めます。

(4) 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方をめざしていくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人ひとりの児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。
- 本町では、各学校が総合的な学習の時間、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。
- 道徳等の授業や日々のボランティア活動への取り組み中で、その大切さについてバランスよく

学ばせていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。

(ウ) 国際理解教育

【現状と課題】

- グローバル化の進む国際社会において、日本人としての自覚をもち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALT¹ とのチーム・ティーチング²による授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がってきています。
- 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断することのできる国際感覚をもった児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した英語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進します。

【主な取組】

- 小学校段階において、外国語活動の充実に図るとともに、各学校では、総合的な学習の時間において国際理解に関する学習などの充実に図ります。
- 我が国や外国の文化、習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- 各学校において、ALTを活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。

¹ ALT とは、Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。教師と協力してチーム・ティーチング等を行う外国人のことを指す。

² 協同授業

Ⅲ 信頼される学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 平成25年度の学校の自己評価の実施率及び公表率は、小中学校とも100%となっています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、町内全ての小中学校で取り組まれ、毎年多くの町民が学校を訪問するなど定着しつつあります。

【これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、町民一人ひとりが大崎の教育について考える気運を高めます。

【主な取組】

- 教職員による学校の自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者による外部アンケートや学校評議員等による学校関係者評価についてもすべての学校での実施を継続します。
また、各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 学校ウェブサイトの活用などにより、教育情報を積極的に発信し、保護者や地域との連携を密にし、開かれた学校づくりに努めます。
- 鹿児島学習定着度調査や全国学力・学習状況調査等の結果に基づき、各学校が成果や課題を把握することで、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- 学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等が適切に改善されるよう、努めます。
- 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校が授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。

② 学校運営の充実

【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮すると

ともに、適正な教職員配置を行うことが求められています。

- 管理職の資質向上を図るため、校長・教頭研修会を実施しています。
- きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。
- 学校と地域の人々が、学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が、学校運営に参画することが重要です。

【これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、教務主任・生徒指導主任・保健主任等各種研修会を開催します。
- 保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映させるための体制を充実させ、学校運営の工夫・改善に努めます。

【主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 学校関係者評価委員会等、保護者や地域住民の学校運営への参画を促す取組を推進します。

③ へき地・小規模校教育の振興

【現状と課題】

- 本町の小学校6校のうち、3校が複式学級を有しています。このことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本町教育の振興を図る上で重要です。
- 学校規模による学力の傾向について、全国学力・学習状況調査の結果では、小学校において総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるか、複式学級を有する学校の方が高い結果が得られています。

【これからの施策の方向性】

- へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- 小規模校における児童の人間関係形成能力の向上をめざし、集合学習を支援します。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。
- 地域の特徴を生かしながら様々な集合学習や6校交流学习等を積極的に支援します。
- 教育機器等を活用した教育方法の改善等により、へき地・小規模校の活性化に努めます。

- 複式セミナー等の研修の一層の充実を図り、複式学級担任の資質向上に努めます。

④ 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力のさらなる向上が求められています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な人事管理に努めます。
- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【主な取組】

- 教職員の意欲を高め、資質能力の向上を図ることによる学校の活性化を目的とした教職員の人事評価の一層の充実に努めます。
- 教職員の資質向上のために「教職員等指導力向上研修」を実施し、外部講師等から教育の在り方を学ぶ機会の提供に努めます。また、「県内外への派遣研修」として、県内外の研究校等へ指導技術を学ぶ機会の提供に努めます。



【教職員指導力向上研修会】

- 良好な教育環境を子どもたちに提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

⑤ 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要であります。
- 本町の公立小・中学校施設については、倒壊の危険性が特に高いと診断された建物はありません。町内学校施設の耐震化率は平成 26 年 4 月 1 日現在で 85%であり、平成 27 年度の大崎中学校武道館、大崎小・菱田小・中沖小・大崎中学校体育館耐震化工事により平成 28 年 4 月 1 日には 100%となる予定です。また、建築非構造部材（外壁及びその仕上げ材）の耐震化策については、剥落・落下の危険性のある箇所を改修し、安全性を図る必要があります。

- 本町の公立小中学校施設・設備の老朽化が著しくなっています。施設・設備の計画的な改修・改善が必要とされています。
- 町内のすべての学校においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう避難訓練等を実施しているところです。
今後も引き続き児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難方法等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動がとれるように指導する必要があります。
- 近年、学校や通学路等での児童生徒に係る事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校・家庭・地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。
- 経済的理由により修学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施しています。
- 大崎町教育委員会では、高校生や大学生及び短大生等を対象に奨学資金の貸与を行っています。

【これからの施策の方向性】

- 社会状況の変化・多様な学習活動等に対応できるよう、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。
- 警察等関係機関等と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

【主な取組】

- 学校施設が災害発生時に児童生徒等の応急避難場所として必要な機能が発揮できるよう建築非構造部材（外壁及びその仕上げ材）の剥落・落下防止を図ります。
- 学校施設・設備を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した施設・設備の適時適切な改修や維持管理を計画的に実施します。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危機予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 各学校の実態に応じて作成した危機管理マニュアルを、毎年度見直しし、随時最新の情報に更新するよう努めます。
- 学校と家庭、地域が連携して、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変の行動がとれるような指導体制の充実に努めます。
- 小・中学校の児童生徒への就学援助に努めます。
- 奨学金については、進学希望者や保護者への更なる周知広報に努めます。

⑥ 安全な学校給食の推進

【現状と課題】

- 学校給食法の主要目的である、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」に重点をおき、児童生徒の健康の保持増進、体位の向上を図っています。

- 従来、ガイドラインであった学校給食衛生管理基準の根拠を法律（学校給食法）で定め、法的な位置付けが明確にされていることにより、更なる衛生管理の徹底が求められています。
- 食事のマナーに問題のある児童生徒や、献立により残食の多いことが懸念されています。
- 食物アレルギーをもつ児童生徒の増加に伴いアレルギー対応の手引を作成し、可能な限り個々に応じた対応を進めています。

【これからの施策の方向性】

- 厳選した食材を使用した手作り調理を基本に、安全で安心、美味しい給食の提供に努めます。
- 学校や栄養教諭だけではなく、地域、地元の生産者、給食センターなどが幅広く連携する体制を構築して食育の推進を図ります。
- 「学校給食衛生管理基準」を踏まえて、衛生管理の徹底を図ります。
- 給食の質を維持するために、意欲をもって仕事に臨める職場環境の確保を図ります。
- 食物アレルギー対策の手引きに基づき、実態調査や学校との連携により、配慮を要する児童生徒の早期発見に努めます。

【主な取組】

- 学校給食が「生きた教材」として活用されるよう配慮し、児童生徒が、望ましい食生活と食に関する実践力を身に付けることができるような献立づくりに努めます。
- 地元生産者との顔の見える関係を強めて安全な食材の調達に努め、併せて、地産地消を推進します。
- 厳選した食材選定を行い、旨味調味料や半調理品・冷凍食品等を可能な限り使用しない手作り調理を基本に、高い安全性を保つことに努めます。
- 食事のマナーや食べ物などへの感謝の心を育てる「食育」を、栄養教諭と調理技師、生産者が一体となって行います。
- 調理技術の向上や安全・衛生管理の徹底に資するための各種研修会・講習会に参加する機会を図り、また、給食センター全職員による勉強会をサポートします。
- 食物アレルギーのある児童生徒については、除去食・代替食等の対応により、安全安心な給食の提供に努めます。

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

① 地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進

【現状と課題】

- 本町には、地域住民同士の助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があります。このような大崎の特性を生かした、大崎らしい「地域の中の学校」づくりを推進していく必要があります。
- 本町には「さわやかあいさつ運動」をはじめ多くの活動を通じて子どもとの交流や育成活動に多くの町民が参加するなど、地域の方々の子どもたちの教育への関心と期待は大きいものがあります。
- 心豊かで活力ある生涯学習のまちづくりを推進している本町においては、ほとんどの小中学校で、環境美化、登下校時の安全指導などで、学校応援団や地域の方々がボランティアとして学校教育に協力しています。

【これからの施策の方向性】

- 校区青少年育成連絡協議会のように、地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。
- 学校のニーズに応じ、優れた知識や経験、技術を有する地域住民並びにボランティアの活用により、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施するなど、地域ぐるみで学校運営を支援する「学校応援団」の活用に努めます。

【主な取組】

- 学校と地域の連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える取組を推進します。
- 大崎の教育的伝統や風土を生かしながら、地域による学校支援を推進します。
- 学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーターの養成及びスキルアップに努めます。
- 「学校応援団」等の活用を拡大し、「総合的な学習の時間」等への取組への支援に努めます。

② 地域ぐるみでの子どもの育成

【現状と課題】

- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 鹿児島には、教育的な風土や伝統や、「負けるな、嘘を言うな、弱いものをいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。また、それぞれの校区には、青少年の健全育成を願った昔から伝わる行事も数多く残っています。
これらの教育的資源を生かしながら、ふるさとに誇りをもち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが求められています。
- 本町では、各単位子ども会、高校生クラブ等青少年を主体とした活動をしています。少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団との両立などの課題があります。

【これからの施策の方向性】

- 未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体をもち、自ら学び考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさと大崎を愛し、誇りにする子ども」となるために、良好な環境づくりを推進します。
- 「大崎の子どもたちに夢を」の基本理念を掲げ、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たし、より一層の協力のもと、海、山、川など自然に恵まれた地域性を生かした体験活動を推進します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成します。

【主な取組】

- 地域における人と人との信頼を深め、毎日をさわやかに過ごすとともに、よりよい地域社会づくりと明るく健やかな子どもたちの育成のため、「さわやかあいさつ運動」の活動強化を図ります。
- 地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生のリーダーや大人の指導者を養成するための指導者養成研修会への参加を推進します。
- 地域子ども会の充実に努めるとともに、地域での行事等に子どもの積極的な参加を促し、体験活動の充実に努めます。

③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- 学校がスクールガードとして委嘱している数は、増加傾向にあり、地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。子どもの見守り活動が形骸化することがないよう、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等やスクールガード・リーダー等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 関係機関及び関係団体等との連携を強化して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【主な取組】

- 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会に参加し、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未

然防止に努めます。

- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。

④ 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

- 「家庭は教育の原点」と言われるなど、家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 本町では、県の施策を受け、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く町民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 子育てに関する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できない保護者への対応が必要です。

【これからの施策の方向性】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。
- 学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携し、家庭教育支援を推進します。

【主な取組】

- 本町の恵まれた自然や今に残る伝統文化・歴史等を活かして、心身ともに健全な子どもの育成だけでなく、親や家族とともに育っていける環境づくりを推進し、地域や職場等社会が一体となった子育てを支援していくよう取り組みます。
- 家庭教育学級等、家庭教育に関する保護者の学習機会を設けるとともに、内容の充実に努めます。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携し、課題を抱えている家庭等への支援の充実に図ります。
- 豊かな自然の中で、野外活動を満喫し、家族の絆を深め、参加者相互の交流を深めることを目的とした事業を推進し、親と子で共通の時間を作り、自然体験活動を通して親子の絆・家族で協力することの素晴らしさを体験できるような機会を提供します。

V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人ひとりが社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 一人ひとりの直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用できるようにすることが必要となっています。
- 本町では、各地区公民分館を核として町民の誰もが主体的に学ぶことができる環境の充実に努めています。また、中央公民館や図書館などの社会教育施設や、総合グラウンドや総合体育館などのスポーツ施設も生涯学習の拠点施設として機能を果たしており、多様化、高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成等を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 町民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるように学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、町民が必要な情報の提供に努めます。

【主な取組】

- 生涯学習推進会議のもと、地域の自然や産業・歴史・文化・伝統行事など地域の良さを知り、地域を愛する心を培うような学習機会の提供を推進します。
- 関係機関、民間団体等と連携しながら各種「出前講座」や指導者・講師・各種イベントなど生涯学習に関する情報を町民に提供します。
- 地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある地区公民分館の活動を支援します。

② 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 生涯スポーツにおいては、高齢者による余暇時間の利用や健康増進のためのニュースポーツ・ウォーキング等の種目は年々増加していますが、少子化や過疎化などの人口流出によりスポーツ人口は減少してきています。
- 健康の保持増進、生活習慣病の予防、体力づくりなど、運動やスポーツへの関心がますます高まる中、従来のスポーツの種目に加えて、レクリエーション、レジャー、ニュースポーツなどの

活動への参加が増えるなど、その目的や活動内容も多様化してきていることから、指導者の養成・確保が必要となってきています。

- スポーツを気軽に楽しめるよう、スポーツイベント等の見直しを図る必要があります。
- 老朽化しているスポーツ施設の改修に努め、利用者が安心して使える環境整備を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じた「マイライフ・マイスポーツ運動」を推進し、町民の健康づくりや体力づくりに努めます。
- 「する」、「観る」、「支える」など町民の多様化するニーズに適切に応え、町民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備に努めます。
- 地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生に寄与する為にも、スポーツ推進委員の自己研鑽と、研修機会の充実を図るとともに、コミュニティスポーツクラブの育成や組織の運営の充実に向けて支援します。
- 既存のスポーツイベントのほか、余暇時間の利用や健康増進を図るため、国保事業・保健福祉事業と連携した事業を推進します。
- 各種運動施設等の、長寿命化計画を策定し、厳しい財政状況の中ではあるが、効率的かつ必要に応じて施設の改修に努めます。

【主な取組】

- ホームページや広報等を活用し、スポーツ・レクリエーション情報の提供に努めるとともに、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」できる、スポーツ・レクリエーションの事業内容を工夫しながら、生涯スポーツの普及・啓発活動の充実に努めます。
- 健康増進と体力向上のためのイベントを開催します。
- スポーツ少年団活動の支援と、指導者・育成者の研修機会の充実に努めます。
- スポーツ推進委員の活動の充実を図り、地区公民分館と連携した地域スポーツを推進します。
- 学校施設開放事業の推進を図り、子どもの遊び場及び少年団活動、各団体で行うスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- 大隅スポーツ交流拠点プロジェクトと連携し、スポーツ合宿やスポーツ大会の誘致を促進し、交流人口の増加を図ります。
- 運動公園施設については効率的かつ必要に応じ施設改修の整備に努めます。

③ 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- 本町においては、グラウンドゴルフ、軟式野球、ソフトボール、バレーボール、サッカーなどのスポーツが盛んに行われており、県大会や九州大会などに出場する団体も見られ、優秀な成績を収めています。

県大会をはじめ各種大会等で活躍することは、町民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポ

ーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本町のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

近年子どもたちの体力低下が見られ、また少子化や子どもたちのスポーツ離れが進み、スポーツ少年団活動が衰退して、青少年の健全育成の場が少なくなっていくことが懸念されます。

平成 32 年には、第 75 回国民体育大会が鹿児島県で開催されるため、国体競技の普及を図るとともに、出場する選手育成などに取り組む必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 町体育協会に加盟している各競技団体、スポーツ少年団、その他関係機関との連携を図りながら、町民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実・支援及び選手の育成・強化などを推進します。
- これまでのスポーツ振興に寄与していただいた功労者や優良・優秀選手・団体を顕彰することにより、町民の競技スポーツに対する意識の高揚と表彰者のさらなる飛躍に寄与します。

【主な取組】

- 各種競技の指導者のための講習会や研修会への派遣などにより、指導力の向上を図りスポーツ振興を推進します。
- 町体育協会加盟団体や各競技の競技力向上を支援します。
- 国体開催に向けてのスポーツ教室を開催します。
- スポーツ好きの子どもを増やすとともに、各競技団体において体験教室等を行うなど、ジュニア層の競技人口の底辺拡大を図ります。

④ 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

- 文化芸術を創造・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備が課題です。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 町民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに町民一人ひとりが生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- 学校における文化芸術活動を充実します。
- 子どもの文化芸術に触れる機会を拡充するなど文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

- 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- 町内をはじめ国内外で活躍するアーティストの公演等により、文化あふれる大崎町の発信を推進します。

また、平成 27 年度の国民文化祭については、町民一人ひとりの主体的な文化芸術活動が活発化する契機となるよう、大崎町ならではの町民参加による開催をめざします。

- 文化施設などを活用した鑑賞や体験の機会の創出に努めます。
- 文化芸術活動を支援するため、製作・発表の場や情報の提供を行います。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。
- 図画や作品コンクール等への参加を奨励します。

⑤ 地域文化の継承・発展

【現状と課題】

- 本町では地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本町には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 町民が郷土芸能や伝統行事等に参加し、接する機会が少なくなっています。

【これからの施策と方向性】

- 本町に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、方言や遺訓など大崎町独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化を理解させる教育を充実します。

【主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、その普及を図り、また町内文化施設を積極的に活用することを通じて、郷土の歴史や文化への関心を高め、ふるさとに誇りをもつ心を醸成します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する発表の機会を確保し、子どもの参加を促進するとともに、地域の高齢者などによる伝統行事や方言の講座等を実施します。
- 学校行事等において地域の伝統文化に触れ、学ぶ機会の創出に努めます。

⑥ 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- 子どもたちをはじめ、町民がふるさとの歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、ふるさとを愛する心を醸成することが求められています。

- 本町に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育ち、地域の文化財の活用が図られるなどこれらを活かした地域作りが展開されることが必要です。
- 総面積約 100.67 k m²を有する本町には国指定の横瀬古墳（史跡）や銅鏡籬菊双雀文様鏡などの文化財や豊かな自然が多く、また個性豊かな郷土芸能や伝統行事も存在しており、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっており、後継者育成を図るとともに、史跡めぐり等を通じて地域の歴史を学ぶ方策を実施しています。



【横瀬古墳】

【これからの方策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財については、指定・登録による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等を学校教育や地域活動へ活用します。

【主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財については、文化庁や県教育委員会の指導・助言を求めながら、国・県・町指定や国登録等を推進します。
- 国や県の支援・助成を得ながら、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、それらを学習や体験活動の場として提供します。
- 文化財インストラクター、文化財愛護団体、郷土芸能保存会等の活動を紹介し、情報を提供することによって、保護思想の啓発を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡の活用を促進します。
特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などに、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育行政の推進に当たっては、合議制の執行機関である教育委員会が責任を果たし、町民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要です。

大崎町教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるために、教育委員会の会議の原則公開、会議の開催日時や議決事項の公開などを行い、また、地域住民の意思を反映するために学校訪問や地域住民等との教育振興懇談会などを行ってきたところですが、今後は、新しい教育委員会制度の趣旨も踏まえた取組を充実させます。具体的には、町長は、平成27年4月以降、教育の振興に関する施策の「大綱」を策定するとともに、町長、教育委員会により構成される「総合教育会議」で、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行います。

教育委員会の体制を充実させ、町民の期待に応える教育行政を展開するには、最終的にはその活動を担う人の資質や、能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事などの専門的職員の資質向上に努めます。

さらに、この計画の推進に当たっては、県教育委員会との連携・協力を図りながら積極的な取組を行うとともに、町長部局・関係機関、県との連携協力も必要です。

2 学校・家庭・地域・企業・鹿児島大学等との連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章に「本町教育の取組における視点」 【鹿児島大学 出前授業】 に「学校・家庭・地域・企業・鹿児島大学等の相互の連携・協働」を掲げたところです。



これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、町長部局、大学、児童相談所や警察等、その他の関係機関との連携・協力が必要です。

4 県との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、県の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、互いの役割分担のもと、県と連携し教育行政を推進しているところですが、今後も互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

そのため、実施した施策について、目標（P l a n）→実行（D o）→評価（C h e c k）→改善（A c t i o n）のPDCAサイクルにより、適応性や目標の達成度、有効性の観点から自己点検・評価等を行い、かつ施策等に関する町民の意見の把握や反映に努め、次年度以降の進行管理を行うよう努めます。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂するなど、柔軟に対応します。